

山口地方裁判所委員会議事概要

- 1 日時 平成21年1月19日(月)午後2時00分から
- 2 場所 山口地方裁判所新館第1手続室
- 3 出席者

(1) 委員(敬称略)

山口地方裁判所委員会委員

伊妻 稔(前山口県商工会連合会専務理事)

上野省一(山口市自治振興部長)

勝山浩嗣(山口地方検察庁次席検事)

金子芳文(山口県消費生活センター所長)

清水茂美(弁護士)

堤 雅恵(山口大学大学院医学系研究科教授)

鍋山祥子(山口大学経済学部准教授)

萩原幸弘(テレビ山口株式会社報道制作局報道部周南支局長)

林 道春(山口地方裁判所長)

向野 剛(山口地方裁判所判事)

森重知之(弁護士)

(2) オブザーバー

民事首席書記官, 刑事首席書記官, 刑事次席書記官

(3) 事務担当者

事務局長, 総務課長, 同課長補佐, 庶務係長

4 議事の概要

(1) 自己紹介(金子委員, 林委員)

(2) 委員長選任

林委員が委員長に選任された。

(3) 山口地方裁判所新館見学

(4) 裁判員制度の運用及び環境整備について

ア 手続検討の結果，環境整備及び広報の取組について（刑事首席書記官，総務課長）

イ 裁判官から見た裁判員制度（向野委員）

ウ 意見交換

委員の意見は別紙のとおり

(5) 次回の意見交換のテーマについて

引き続き，「裁判員制度について」をテーマに意見交換を行うことになった。

(6) 次回開催日の決定

平成21年7月6日（月）午後2時

(別紙)

委員の意見等

- 1 新館は、子連れの人や障害者などへの配慮がなされるなど施設的に充実しており、また、部屋の案内等についても分かりやすく表示されているので、親近感を持てる。
- 2 裁判所については薄暗いイメージがあるが、新庁舎や新法廷は明るく作られており、とても良いと感じた。
- 3 新館のトイレなどはとてもハイテクな作りとなっているが、高齢者や障害者の方などには分かりづらいのではないかと思う。高齢者や障害者の方などが迷われないような配慮をしていただきたい。
- 4 法壇については、被告人や証人などの視線の高さと同じような位置にしたため、以前の法壇の高さよりも低くなっているとのことだが、法廷の中を見渡せるためにも、もう少し高い位置に作ってもよかったのではないかと思う。
- 5 以前の法廷では、傍聴席に長椅子が置かれており、報道関係者が入るような注目を集める事件で傍聴人の人数制限をされたとしても、どのような理由からそのような人数に決められたのか、一般の人には分かりにくい感じがしていた。その点から見ても、新しい法廷はよくなったと思う。
- 6 新法廷にはIT機器が整備されているが、検察官と弁護人には、写真や図面などを利用するなど、ビジュアル的な工夫をして、裁判員などに理解していただけるような努力をしていただきたい。
- 7 新法廷にはIT機器などが整備されているが、弁護士としては、法廷が劇場とまらないようにしなければならないと改めて感じた。
- 8 裁判員裁判の弁護人となった場合、パワーポイントなどを用いなければならぬかと心配していたが、書面等についても、スクリーンに映し出すことができると分かり安心した。

9 新法廷は、今までの法廷より広く作られているようであるが、警備上の問題は生じないのかと疑問に思った。

10 育児中の方が裁判員候補者等になった場合、各市町が行っている一時保育サービスで対応するとのことであるが、裁判所の内部に託児所のような施設を設けることはできないのか。

裁判所の中に託児所が作れないとしても、託児スペースを作り、必要に応じて、保育士に来てもらうことを検討してみてもどうか。

11 以前、模擬評議に参加したことがあるが、裁判員になると、とても神経を遣うことになると感じた。しかし、実際に裁判員制度が始まると、神経の遣い方にも裁判員によって個人差があり、事件を適当に扱う裁判員もいるのではないかと不安である。

12 検察官としては、今まで行ってきた模擬裁判、模擬評議の結果や参加者の意見を踏まえ、今後の裁判員裁判の在り方を検討していきたい。

13 裁判員候補者名簿記載通知を受け取った方の多くは、裁判についての基本的な知識を有しておらず、とても不安に感じていることが容易に想像できるが、そのような方を対象とした研修等を検討すべきではないか。

14 裁判員が評議に参加するためには、裁判用語の問題だけでなく、広い見識に基づいた判断力、決断力も必要と考える。その点を考慮すれば、裁判員候補者等を対象とした研修が必要ではないかと思う。

15 全国の裁判所で模擬裁判を行ったところ、同じ事案であっても、有罪か無罪か、あるいは有罪であった場合の量刑にばらつきがあると聞いているが、その経過が見えてこない。検察官と弁護人は、その経過を検証する必要があると思う。

16 実際の裁判員裁判については、模擬裁判、模擬評議のときとは違い、裁判員が事前にマスコミの報道を見るところで大きく異なると思う。

17 裁判員裁判対象事件については、マスコミの報道などが予想され、裁判員に予断を排除してもらうことは難しい。報道機関としては、裁判員に対して予断を生

じさせないような正確な報道に努めたいと思っているが、やってみないと分からないというのが実感である。

- 18 裁判員裁判では、一般の方が審理に参加することになるが、いろいろな考え方の人がいるので、裁判所は苦慮することになるのではないか。
- 19 裁判員制度については、次のような不安を感じている。
 - (1) 裁判員が、証拠で使われた写真やイラストなどを見て、メンタル的な障害を受けるのではないか。
 - (2) 被告人とは全く関係ないと思っても、何らかのつながりがあり、裁判員になったことで、人との関係がぎくしゃくしたりしないか。
 - (3) 裁判員になったことで、被告人等から報復されないか。
 - (4) 守秘義務を守らない裁判員がインターネット上に書き込んだりしないか。
- 20 評議については、限られた時間内で結論を出す必要があるので、話し合いをするポイントの設定が重要になると思うが、裁判官としては、ポイントの設定が難しいのではないか。
- 21 模擬裁判については、十分ではないかもしれないが、一定の成果があったのではないかと思う。制度に対する不安は払拭できないが、今後は、制度を進めていく中で個々のケースで解決していくのもやむを得ないと思う。
- 22 模擬裁判の裁判員は、感心するようなことを言われていたが、実際の裁判員裁判では、評議がどのように進んでいくのか不安である。

(以上)